

# 品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン

平成13年7月12日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
1. 紙	<p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標：「リサイクル56目標」 「古紙リサイクル促進のための行動計画」（平成9年9月策定）に基づき、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成12年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率56%の達成を図る（平成10年度55.4%）。 また、平成13年度以降の古紙利用率の新たな目標設定について、古紙の他用途利用の促進とともに検討を行う。</p> <p>(2) 古紙の混入の拡大 各種紙製品分野において古紙混入率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙（紙生産に占める比率36%、古紙混入率19%）の分野において古紙利用の拡大に努める。 このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 （財）古紙再生促進センターによるグリーンマーク事業の推進などにより、古紙利用製品（トイレトペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等）の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。 また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙混入率の表示をさらに進めるとともに、そのあり方について平成12年度中に方向性を示す。</p> <p>省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を図り、また、地方公共団体、民間企業等への再生紙使用拡大の働きかけを推進する。</p> <p>(4) 古紙他用途利用の拡大 低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進める。</p> <p>2. 古紙回収の促進</p> <p>(1) オフィス古紙の回収の促進 増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。 オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（講習会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。 オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。</p> <p>(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大</p>	<p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標：「リサイクル60目標」 「古紙リサイクル促進のための行動計画」（平成12年12月策定）に基づき、資源有効利用促進法における特定再利用業種として、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。 （平成12年度57.3%）</p> <p>(2) 古紙利用の拡大 各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙（紙生産に占める比率37%、古紙利用率22%）の分野において古紙利用の拡大に努める。 このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 （財）古紙再生促進センターによる普及啓発活動の推進などにより、古紙利用製品（トイレトペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等）の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。 また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙利用率の表示をさらに進めるとともに、グリーンマーク制度について、古紙再生促進センターにおいて関係者での議論を踏まえつつ、更なる苗木配布事業終了後の普及のあり方を含め、平成13年度中に詳細な検討を行う。</p> <p>グリーン購入法及び省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を図る。また、「古紙リサイクル促進のための行動計画」に基づき、紙利用事業者等における再生紙の利用拡大等を推進する。</p> <p>(4) 古紙他用途利用の拡大 「古紙リサイクル推進検討会」報告書（平成12年12月）を踏まえ、低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進める。</p> <p>2. 古紙回収の促進</p> <p>(1) オフィス古紙の回収の促進 増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。 オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（講習会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。 オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。</p> <p>(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大</p>

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。  
集団回収等について、(財)古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発(講習会等)の一層の推進を図る。

### 3. 紙製容器包装リサイクルの促進

#### (1) 飲料用紙製容器

飲料用紙製容器(紙パック)に関し、回収促進のための啓発を行い、再生容易な製品の製造及び再生利用のための技術開発を進めるとともに、その回収・リサイクル率向上のためのアクションプログラムをすみやかに策定する。

#### (2) その他紙製容器包装

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されることとなるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。  
紙製容器包装の収集・選別のモデル事業を実施するなどを通じて再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等を推進する。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」を活用し、紙箱等のリサイクルを推進する。

#### (3) 表示

紙製容器包装の識別等を容易に行うことができるようにするための表示システムを構築する。

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。  
集団回収等について、(財)古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発(講習会等)の一層の推進を図る。

### 3. 紙製容器包装リサイクルの促進

#### (1) 飲料用紙製容器(紙パック)

「飲料用紙製容器のリサイクル促進のための勉強会」のとりまとめ(平成12年5月)を踏まえ、紙パックに関し、回収促進のための啓発を行い、再生容易な製品の製造及び再生利用のための技術開発を進めるとともに、全国牛乳容器環境協議会において平成13年度中にその回収・リサイクル率向上のためのアクションプログラムを策定し、更なる回収・リサイクル率の向上を目指す。  
(平成10年度25.1%)

紙パックのリサイクル促進を図るため、モデルとなる取組事例の収集・整理、モデルリサイクル事業の実施を行い、この結果を基に自治体向けの分別収集手引書を作成・配布する。

#### (2) その他紙製容器包装

容器包装リサイクル法により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されつつあるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。

紙製容器包装の回収に取り組んでいる市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、その結果や収集・選別のモデル事業の成果等を基に、市町村による分別収集及び再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等の促進に向けた情報提供を行う。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」を活用し、紙箱等のリサイクルを推進する。

#### (3) 表示

その他紙製容器包装が資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パック、段ボール製容器包装についても、自主的取組としての識別表示を推進するとともに、今後の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じ、法制化を検討する。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
2. ガラスびん	<p>1. リサイクルの推進</p> <p>(1) ガラスびんにおけるカレット使用率の向上 目標 ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット使用比率について平成13年度に65%との目標を達成する。 また、平成11年度中にカレット利用率の引き上げの検討を行う。 異物除去装置等の導入・普及を図る。 リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。 カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大 タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。 公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p> <p>(3) カレットの品質向上 自治体に対し、ガラスびん(カレット)の分別の品質の向上を図るよう要請する。 消費者に対し、ガラスびん(カレット)の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。</p> <p>2. リデュース、リユースの推進 軽量びんの開発、普及を図る。 リターナブルびんの利用促進のための方策を検討する。</p>	<p>1. リサイクルの推進</p> <p>(1) ガラスびんにおけるカレット利用率の向上 目標 資源有効利用促進法における特定再利用業種として、ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット利用率について平成13年度に65%との目標を達成するとともに、平成17年度に80%との目標達成を目指す。 (平成12年度77.8%) 異物除去装置等の導入・普及を図る。 リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。 カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大 タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。 公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p> <p>(3) カレットの品質向上 自治体に対し、ガラスびん(カレット)の分別の品質の向上を図るよう要請する。 消費者に対し、ガラスびん(カレット)の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。</p> <p>2. リデュース、リユースの推進 軽量びんの開発、普及を図る。 リターナブルびんの利用促進のため、統一規格びんの普及方策を検討するとともに、リユース(リターナブル)を考慮したリサイクル目標を検討する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
3. スチール缶	<p>・リサイクル・リデュースの推進</p> <p>1. 目標値 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）施行に伴う自治体の分別収集の進展を前提とし、かかる分別収集の進展に向けた諸施策の実施により、西暦2000年のスチール缶のリサイクル率の目標値を以下のように設定する。 目標：2000年スチール缶リサイクル率85%の達成を図る。 （平成10年82.5%）</p> <p>なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化を行うことを視野にいれつつ検討を進めるとともに、2000年以降の新たな数値目標を設定する。</p> <p>2. リデュース・リサイクル対策の推進 資源を合理的・効率的に利用するという観点から、総合的なリサイクルを推進するとともに、一層の薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>3. 製鋼原料としての用途拡大 全国80箇所に点在する高炉メーカー・電炉メーカー・鋳物メーカーにあらゆる鉄鋼製品の原料として活用できるという特徴を活かし、今まで以上に広範囲な用途への適用を行うべく検討を進める。</p> <p>4. 容器包装リサイクル法施行に伴う空き缶処理対策協会としてのボランティアプランの実践 鋼製の容器包装の円滑な取り引き及びリサイクルを確保していくために、次のような対応を行う。</p> <p>(1) 「一般的自律的に有償で取り引きされる状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。</p> <p>(2) 今後、本システムが更に有効に機能するために、協会として自治体の分別収集の拡大のためのコンサルティング及びリサイクル施設設置への経済的支援をボランティアに継続する。</p> <p>(3) いわゆる逆有償の状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。 ・第1段階：逆有償の状況の可能性を有する上記に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言 ・第2段階：自治体に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供 ・第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合で</p>	<p>・リサイクル・リデュースの推進</p> <p>1. 目標値 目標：スチール缶リサイクル率85%以上 （平成12年84.2%）</p> <p>なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化を行うことを視野にいれつつ検討を進める。</p> <p>2. リデュース・リサイクル対策の推進 資源を合理的・効率的に利用するという観点から、総合的なリサイクルを推進するとともに、一層の薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>3. 製鋼原料としての用途拡大 全国80箇所に点在する高炉メーカー・電炉メーカー・鋳物メーカーにおいてあらゆる鉄鋼製品の原料として活用できるという特徴を活かし、今まで以上に広範囲な用途への適用を行うべく検討を進める。</p> <p>4. 容器包装リサイクル法と連携したリサイクル対策の推進 <u>容器包装リサイクル法に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たす鋼製の容器包装について、その円滑な取引及びリサイクルを確保していくために、スチール缶リサイクル協会にて次のような対応を行う。</u></p> <p>(1) 「一般的自律的に有償で取引される状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。</p> <p>(2) 本システムが更に有効に機能するために、市町村による分別収集の拡大に向けたコンサルティング及び啓発活動の支援事業をボランティアに継続する。 <u>啓発活動の内容</u> ・リサイクルフェア開催時の協賛、ポスター、パネル、パンフレット類の提供 ・リサイクルセンター展示品の提供 ・ビデオ、CD-ROMの提供</p> <p>(3) いわゆる逆有償の状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。 ・第1段階：逆有償の状況の可能性を有する上記に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言 ・第2段階：自治体に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供 ・第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合で</p>

あって、自治体側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーにより処理を委託された者による無償による引き取りを用意

なお、上記対応については、一般缶等他の鋼製の容器包装関係団体とも連携を密に保っていく。

・今後の事業活動について  
容器包装リサイクル法の施行に伴い、あき缶処理対策協会の推進してきた「消費者による分別排出 自治体による分別収集 鉄鋼メーカーによる再利用」という三位一体となった社会システム構築のため、再資源化対策、美化・散乱対策、普及啓発対策を3本柱に更に活動を強化推進していく。

#### 1. 再資源化対策

- (1) 自治体の分別収集促進のためのコンサルティング及び経済的支援の実施継続
- (2) 事業系リサイクル対策の拡大
  - ・自治体との協同作業による事業系の資源化システム作りへの協力及び再資源化ルートの整備等の実施
- (3) 廃棄物処理運搬技術の開発
  - ・より作業性の良い、立地条件に見合った収集運搬車の技術開発
- (4) リサイクルシンポジウムの開催
  - ・年4回実施
- (5) リサイクルマニュアルの改定
  - ・分別収集の拡大に向け、その方法と対策について整理
- (6) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続
  - ・平成3年度に開設

#### 2. 美化・散乱対策

- (1) 市街地におけるあき缶散乱防止対策調査
  - ・中核都市をモデルに市街地におけるあき缶等の散乱に対する事業者・自治体の協力による回収・リサイクルシステムの構築
- (2) 環境教育シンポジウム等の開催
  - ・美化リーダーの養成等を目的に実施
- (3) 美化ボランティア団体への支援活動
- (4) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施
  - ・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施

#### 3. 普及啓発対策

- (1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実
  - ・新聞、雑誌等での普及啓発の実施
  - ・環境教育ビデオの配布
  - ・資源化見学会の実施
  - ・自治体主催のリサイクルフェア等への協力、パンフレット等資料の提供
- (2) マスコミ関係者への理解活動の継続
- (3) アニュアルレポートの作成
  - ・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供

あって、自治体側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーにより処理を委託された者による無償による引き取りを用意

なお、上記対応については、一般缶等他の鋼製の容器包装関係団体とも連携を密に保っていく。

・今後の事業活動について  
容器包装リサイクル法と連携して、スチール缶リサイクル協会の推進してきた「消費者による分別排出 自治体による分別収集 鉄鋼メーカーによる再利用」という三位一体となった社会システム構築のため、再資源化対策、美化・散乱対策、普及啓発対策を3本柱に更に活動を強化推進していく。

#### 1. 再資源化対策

- (1) 自治体の分別収集促進のためのコンサルティング及び啓発活動の実施継続
- (2) 事業系リサイクル対策の拡大
  - ・自治体との協同作業の研究会による事業系の資源化システム作りの研究の実施
- (3) リサイクルシンポジウムへの支援
  - ・年2回実施
- (4) リサイクルマニュアルの改定
  - ・分別収集の拡大に向け、その方法と対策について整理
- (5) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続

#### 2. 美化・散乱対策

「市街地におけるあき缶散乱防止対策調査」の結果等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 環境教育シンポジウム等の開催
  - ・美化リーダーの養成等を目的に実施
- (2) 美化ボランティア団体への支援活動
- (3) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施
  - ・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施

#### 3. 普及啓発対策

- (1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実
  - ・新聞、雑誌等での普及啓発の実施
  - ・環境教育ビデオ及びCD-ROMの配布
  - ・資源化見学会の実施
  - ・自治体主催のリサイクルフェア等への協力、パンフレット等資料の提供
- (2) マスコミ関係者への理解活動の継続
- (3) アニュアルレポートの作成
  - ・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
4. アルミ缶等	<p>1. 再資源化の推進</p> <p>(1) 目標 アルミ缶における再資源化率を平成14年度に80%に引き上げる(平成10年度74.4%)。なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について、標準化をも視野にいたした検討を行う。また、この検討の進捗をも踏まえつつ、平成14年度以降の新たな数値目標を設定する。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策 効率的な再資源化のためには他の廃棄物の混入なしに多量に収集・回収することが必要のため回収ルートの整備等を引き続き推進する。 回収ルートの整備・充実 イ) 自治体の分別収集推進への協力 ロ) 自治体の分別収集を補完するため、集団回収や学校回収に対する支援を推進するほか、回収拠点の拡大を図る ハ) 事業系回収への協力 ニ) モデル事業の実施・検証 ホ) リサイクルシステム構築に係るコンサルティング ハ) アルミ缶の回収・リサイクルシステムについて本年度中に調査を実施する。 薄肉化・軽量化の促進 資源を合理的に使用すると観点から薄肉化・軽量化を促進する。 広報・啓発活動の促進(散乱対策を含む) イ) 講習会等の開催 ロ) ポスター・パンフレットの作成等 ハ) 環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等 ニ) 優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルの推進 回収量の増加によるリサイクルの停滞等行き先のない事態を回避するため、缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルを推進する。 目標: 缶材への使用割合を平成14年度に80%へ引き上げる。(平成10年度79.0%)</p> <p>3. アルミ製容器包装の引き取り 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る。また、更なる回収の改善を図るため、回収率の低い事業系の分野を中心に回収率の向上のための検討を行う。</p> <p>4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル アルミ缶以外の容器包装リサイクル法の対象となるアルミキャップやアルミチューブ等についてもリサイクルを促進する。</p>	<p>1. 再生利用の推進</p> <p>(1) 目標 アルミ缶における再生資源の利用率を平成14年度に80%に引き上げる。(平成12年度80.6%) なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化をも視野にいたした検討を行う。また、この検討の進捗をも踏まえつつ、平成14年度以降の新たな数値目標を平成13年度中までに設定する。</p> <p>(2) リデュース・再利用対策 効率的な再資源化のためには他の廃棄物の混入なしに多量に収集・回収することが必要のため回収ルートの整備等を引き続き推進する。 回収ルートの整備・充実 イ) 自治体の分別収集推進への協力 ロ) 自治体の分別収集を補完するため、集団回収や学校回収に対する支援を推進するほか、回収拠点の拡大を図る ハ) 事業系回収への協力 ニ) モデル事業の実施・検証 ホ) リサイクルシステム構築に係るコンサルティング ハ) アルミ缶の回収・リサイクルシステムについて昨年度までの調査結果の広報に努める。 薄肉化・軽量化の促進 資源を合理的に使用すると観点から薄肉化・軽量化を促進する。 広報・啓発活動の促進(散乱対策を含む) イ) 講習会等の開催 ロ) ポスター・パンフレットの作成等 ハ) 環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等 ニ) 優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)再生利用の推進 回収量の増加によるリサイクルの停滞等行き先のない事態を回避するため、缶から缶(CAN TO CAN)再生利用を推進する。 目標: 缶材への使用割合を平成14年度に80%へ引き上げる。(平成12年度74.5%)</p> <p>3. アルミ製容器包装の引き取り 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る。また、更なる回収の改善を図るため、回収率の低い事業系の分野を中心に回収率の向上のための検討を行う。</p> <p>4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル アルミ缶以外の容器包装リサイクル法の対象となるアルミキャップやアルミチューブ等についてもリサイクルを促進する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定 注) 下線部は今回改定
5. プラスチック	<p>1. リサイクルの促進            原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。            (1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル</p> <p>再商品化施設の整備を推進する。            再商品化能力拡大のための高効率リサイクル技術の開発を行う。            再生ペットの新規用途開発を推進する。            自治体の分別回収を支援するため、技術情報を提供するなど市町村の分別による回収率の向上を図るとともに、PETボトルのリサイクル能力の拡大を図る。            PETボトルについて、リサイクル容易なボトルの製造(ボトル本体の単一素材化等)を促進する。            PETボトルのリサイクル率の数値目標を今年度中に設定する。            PET to PETのリサイクルに向けたモノマー化リサイクルの実用化技術の開発を行う。</p> <p>(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材            目標：2000年までにリサイクル率35%(平成10年度31%)</p> <p>主要市場への溶融固化設備の導入を促進する(魚箱)。            リサイクル拠点(エプシープラザ)を拡充・強化する。            回収システムの拡充を図る。            再生品の用途拡大を図る。</p> <p>(4) 発泡スチロール製流通用トレイ            高性能減容機を普及促進する。            再生品の用途拡大を図るため、普及・啓発を図る。            トレイtoトレイ等マテリアルリサイクル推進のための措置を講じる。</p> <p>消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。</p> <p>(3) 塩化ビニール            農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂の用途拡大を図るとともに、2000年に60%のリサイクル率を目標とする。</p>	<p>1. リサイクルの促進            原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。            (1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル            目標：<u>自治体の分別収集が計画的に進むことを前提に、平成16年度までにリサイクル率50%</u>            (平成11年度22.8%)            再商品化施設の整備を推進する。</p> <p>— 再生ペットの新規用途開発を推進する。            — 自治体の分別回収を支援するため、技術情報を提供するなど市町村の分別による回収率の向上を図る。</p> <p>— ペットボトルについて、リサイクル容易なボトルの製造(ボトル本体の単一素材化、<u>着色ボトルの廃止等</u>)を促進する。</p> <p>— <u>ボトル to ボトルのリサイクルに向けたモノマー化リサイクルの実用化を促進する。</u>  <u>産業廃棄物として排出されるペットボトルも含めて、リサイクル関連統計に必要な数値データの収集が可能となる体制整備を検討する。</u></p> <p>(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材            目標：平成17年までにリサイクル率40%            (平成12年度34.9%)            主要市場への溶融固化設備の導入を促進する(魚箱)。            リサイクル拠点(エプシープラザ)を拡充・強化する。            回収システムの拡充を図る。            再生品の用途拡大を図る。</p> <p>(3) 発泡スチロール製流通用トレイ            高性能減容機を普及促進する。            再生品の用途拡大を図るため、普及・啓発を図る。  <u>トレイtoトレイ等マテリアルリサイクル推進のため、マテリアルリサイクルに適した「白色発泡スチロールトレイ」の円滑な供給の確保を目的として、スーパー・量販店等を通じた自主的な回収活動に対する支援策等を検討するとともに、消費者等に対して需要喚起のための啓発に努める。</u>            消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。</p> <p>(4) 塩化ビニール            農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂の用途拡大を図るとともに、<u>拠点整備のためのシステムを構築していく。</u>これらの</p>

塩ビ製の管・継手・排水マスの再資源化率について建設廃棄物リサイクルに係る制度の動向を見極めつつ、その定義及び目標を含めた検討を行う。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する啓蒙・普及を図る。

## 2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。

## 3. エネルギー回収利用の推進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

(1) 廃プラスチックを原料とする燃料（廃プラ固形燃料等）を用いたエネルギー回収利用の普及を図るため、公的支援を受けつつ廃プラ固形燃料等を利用する施設や設備の導入に努めるとともに、情報提供等を通じた多面的な協力を行う。

(2) 廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用に係る必要な技術開発。

## 4. プラスチック廃棄物の減量化

(1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。

(2) 容器包装リサイクル法完全施行に対し適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が推進を図る。

(3) プラスチックの識別及び材質表示に係るシステムを今年度中に整備する。

(4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

## 5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックのマテリアルリサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業とプラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について早急に検討を開始する。併せて材質表示の活用についてもその可能性を含め、検討する。

取組により、平成13年以降においても、引き続き60%のリサイクル率目標の達成を目指す。（平成11年51%）

塩ビ製の管・継手については、経済性を見極めつつ、平成17年度までにマテリアルリサイクル率の目標値80%を達成するため、中間受入場を全国各県に設置するとともに、塩化ビニル管・継手協会員メーカーによる再生管の販売などを実施する。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する普及・啓発を図る。

## 2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。

## 3. エネルギー回収利用の推進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

(1) 廃プラスチックを原料とする燃料（廃プラ固形燃料等）を用いたエネルギー回収利用の普及を図るため、公的支援を受けつつ廃プラ固形燃料等を利用する施設や設備の導入に努めるとともに、情報提供等を通じた多面的な協力を行う。

(2) 廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用に係る国内外の現状調査を行い、LCA的評価を行う。

## 4. プラスチック廃棄物の減量化

(1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。

(2) 容器包装リサイクル法と連携して適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が広報・普及等の推進を図る。

(3) 「その他プラスチック製容器包装」（ペットボトル以外のプラスチック製容器包装）が資源有効利用促進法指定表示製品に指定されたことを踏まえ、その他プラスチック製容器包装への識別マークの表示を徹底するとともに、材質表示を促す。

(4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

## 5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックのマテリアルリサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業、プラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について検討を促進する。

また、グリーン購入法に位置づけられた品目における再生プラスチック利用の拡大や材質表示の徹底、同種の部材へのマテリアルリサイクルを促進するため、組立加工製品製造業の取組に対する必要な協力を図る。

6. その他

(1) 生分解性プラスチックの開発・利用

環境中（土壌中等）の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」の開発、普及促進とための環境整備を図る。特に、農業分野や食品分野における利用促進を図るため、モデル事業を実施するとともに、有機系廃棄物のリサイクルの要請に対応する。

6. その他

(1) 生分解性プラスチックの開発・利用

環境中（土壌中等）の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」の開発、普及促進とための環境整備を図る。特に、農業分野や食品分野における利用促進を図るため、モデル事業を実施するとともに、有機系廃棄物のリサイクルの要請に対応する。

(2) FRPのリサイクル技術の開発

FRP製品をセメント原・燃料として利用する技術の開発を行うとともに、事業化への検証を行う。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
6.自動車	<p>1. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るために具体的方策を策定する。</p> <p>(1) 2002年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。 新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)を、 2000年末に現在の概ね2分の1、 2005年末に現在の概ね3分の1を目標とすること。</p> <p>(2) 2002年以降のすべての使用済み自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。 2015年以降のすべての使用済み自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。</p> <p>(注) 販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバランス、ターンめっき鋼板製燃料タンクの除去などに努める。</p> <p>2. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。 併せてリユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>3.バンパー等プラスチックのリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進</p>	<p>1. <u>自動車リサイクルの制度化に向けた協力</u> <u>自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者、シュレッダー事業者等自動車のリサイクルに関わる事業者は、自動車リサイクルシステムの制度化に向け、必要な協力を行っていく。</u></p> <p>2. <u>リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減</u> <u>自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るために具体的方策を策定する。</u> <u>また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</u></p> <p>(1) <u>平成14年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。</u> <u>新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)を、平成17年末に平成8年の概ね3分の1を目標とすること。</u> <u>(平成11年市場投入新型モデル48モデルの全てが平成12年末の目標を達成)</u></p> <p>(2) <u>平成14年以降のすべての使用済み自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。</u> <u>平成27年以降のすべての使用済み自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。</u></p> <p>(注) <u>自動車の解体を行う事業者は、バッテリー、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバランス、ターンめっき鋼板製燃料タンクの除去などに努める。</u></p> <p>(3) <u>カドミウム、六価クロム、水銀の使用量の削減に向けた枠組の具体的なあり方及び削減目標の設定について検討する。</u></p> <p>3. <u>リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</u> <u>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</u></p> <p>(1) <u>部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。</u></p> <p>(2) <u>リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</u></p> <p>(3) <u>リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。</u></p> <p>(4) <u>設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行い、平成13年度以降定期的に公表する。</u></p> <p>4. <u>バンパー等プラスチックのリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進</u></p>

- (1) 自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。
- (2) 廃バンパーのバンパー素材への再資源化研究を行う。
- (3) 複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究に着手。
- (4) バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。

4. 廃油、廃液、廃バッテリー、フロン等は、自動車製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者等関係者が、各々の役割に応じて適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。

また、使用済みプラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

5. プラスチックリサイクルは化学業界との連携を推進し、グレード数の削減、用途開発、リサイクルルートの開発等、検討を強化し、2000年中にその結果についてまとめる。

6. 回収段階における対策

- (1) 放置自動車対策の推進  
地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。
- (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、manifestoによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。
- (3) シュレッダーダスト対策  
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。

7. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

(1) 修理時に発生する自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。

(2) 複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究を促進。

(3) バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。

(4) 化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

5. 廃油、廃液、廃バッテリー等は、自動車製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者等関係者が、各々の役割に応じて適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。

また、フロン類については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の施行に向けて必要なインフラ整備、関係事業者への周知啓発を行う。

(1) リサイクル促進センター登録回収事業者の更なる拡大

(2) 回収フロン類の破壊までの物流ルートの整備・充実

さらに、使用済みプラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、マテリアルリサイクルの促進を図った上で、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

6. リユース部品の利用促進

(1) 自動車製造事業者、部品製造事業者は可能な限り、製品情報の提供を行うこと等、リユース部品の利用の促進のために必要な対応を実施する。

(2) 自動車保険の対象となる補修におけるリユース部品の使用を促進する。

7. 回収段階における対策

(1) 放置自動車対策の推進  
地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

(2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、manifestoによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

(3) シュレッダーダスト対策  
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

8. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
7. オートバイ	<p>1. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的方策を策定する。</p> <p>(1) 2002年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること 新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)を、1996年時点の使用量(車両重量210Kg級で80g程度)を増加させない。</p> <p>(2) 2002年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。 2015年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。 (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバランスの除去などに努める。</p> <p>2. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。 併せてリユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>3. プラスチック部品のリサイクル推進に向けたプラスチックリサイクルの素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進</p> <p>(1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進 (2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上 (3) 化学業界との連携を推進しプラスチックのグレード数削減について</p>	<p>1. オートバイのリサイクルに係る自主行動プログラムの策定 <u>自動車について制度化に向けた検討が行われている状況を踏まえ、オートバイの特性に配慮した費用徴収方法、車両管理体制、回収・処分体制、不法投棄対策、有害物質の削減等について検討を行い、業界による自主行動プログラムを策定する。</u></p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的方策を策定する。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p> <p>(1) 平成14年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること 新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)を、平成8年時点の使用量(車両重量210Kg級で80g程度)を増加させない。</p> <p>(2) 平成14年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。 平成27年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。 (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバランスの除去などに努める。</p> <p>3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 <u>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を促進する。</u></p> <p>(1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。</p> <p>(2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>(3) <u>リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。</u></p> <p>(4) <u>設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行い、平成13年度以降定期的に公表する。</u></p> <p>4. プラスチック部品のリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進</p> <p>(1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進 (2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上 (3) <u>化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へ</u></p>

検討し、2000中にその結果をまとめる。

4. 回収段階における対策

- (1) 放置オートバイ対策の推進  
地方公共団体における放置オートバイの回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。
- (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、manifestoによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。
- (3) シュレッダーダスト対策  
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。

5. オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（オートバイ販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

の材料リサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

5. 回収段階における対策

- (1) 放置オートバイ対策の推進  
地方公共団体における放置オートバイの回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。
- (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、manifestoによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。
- (3) シュレッダーダスト対策  
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

6. オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（オートバイ販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
8. タイヤ	<p>1. 指定一般廃棄物の処理に係る協体制の維持・推進  廃タイヤが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されたことを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を維持・推進する。</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進  更生タイヤの需要拡大等リユースの推進策の為の技術的、経済的な観点から、関係団体も含め検討を行う。また、マテリアルリサイクルを推進するため、マテリアルリサイクルの数値目標を2000年度内に設定する。</p> <p>3. リサイクル用途の拡大  発生する廃タイヤの再資源化(平成10年の有効利用率:約87%)の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用等のサーマルリサイクル(原・燃料利用)を維持・拡大しつつ、マテリアルリサイクルをより一層拡大するため、  ゴム粉の利用  再生ゴムの利用  化学分解生成物の利用  等の用途拡大(将来的にはタイヤtoタイヤ、道路の舗装材等への利用)を図るための技術開発を検討する。</p>	<p>現在、法制化の検討が進められている自動車リサイクルについては、リサイクルの高度化を目指していることに鑑み、タイヤにおいてもこれまでの取組に加えて、より一層のリサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 廃タイヤの回収・処理ルート<del>の整備等</del>  市町村等の廃タイヤの適正処理を補完するために必要な体制を維持し、それを推進する。  散見される野積みタイヤについては環境省による廃棄物の不法投棄認定の新基準の運用に協力し、適正処理の促進を図っていく。  廃タイヤの処理不明分を減少させるため、全ての廃タイヤに導入したマニフェスト制度の着実な実施を図り、回収ルートの完全捕捉を目指す。</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進</p> <p>(1) <u>タイヤリサイクル率の向上</u>  <u>廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用等への利用(原・燃料利用)の維持・拡大を図るとともに、サーマル利用の新規利用先への供給努力等により、現状のリサイクル率88%(2000年実績)を2005年までに少なくとも90%まで向上させることを目標とし、達成するべく努力する。</u></p> <p>(2) 更生タイヤ需要拡大等  <u>更生タイヤの需要拡大等再利用の推進のため、技術面、安全面、経済面から関係団体も含め総合的な検討を行う。</u></p> <p>(3) <u>マテリアルリサイクルの拡大等</u>  <u>廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、下記の技術開発を引き続き推進し、マテリアルリサイクルの数値目標の設定に向けて努力する。</u>  ゴム粉の利用  再生ゴムの利用  化学分解生成物の利用  等の用途拡大(将来的にはタイヤtoタイヤ、道路の舗装材等への利用)を図るための技術開発を推進する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
9. 自転車	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 自転車アセスメントマニュアルの改定も視野に入れつつ、リユース・リサイクルの推進を図るとともに、リサイクル・リユース率を設定するよう検討する。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、これを再生資源利用促進法第1種指定製品に位置づけるよう検討する。</p> <p>2. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済み自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力をを行う。</p> <p>3. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>4. 長期使用の啓発・普及 学校、駅等で安全点検事業を推進する(販売店)。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 自転車アセスメントマニュアルの改定及び資源有効利用促進法の指定も視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品が二次電池を使用していること等の表示を行うとともに、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。また、製品全体のリデュース・リユース・リサイクル配慮設計についても検討する。</p> <p>2. リサイクル目標の設定 リサイクルの推進を図るため、平成13年度中にリサイクル率の目標を設定する。また、リユース率の設定についても引き続き検討を行う。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済み自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力をを行う。 更に、回収された廃棄自転車のリユースを推進する取組について検討する。</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 学校、駅等で安全点検事業を推進する(販売店)。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
10. 家電製品	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントマニュアルの見直し リサイクルに配慮した設計に加え、長寿命化設計(アップグレードなど)リデュース設計を行うよう製品アセスメントマニュアルを見直す。その際には、リサイクルし易い素材の選択、リサイクル材の活用、可能なものにおけるリユース部品の研究とともに、長寿命化設計された部品の使用についても検討する。</p> <p>(2) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済み製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減について検討し、具体的な方策をまとめる。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 平成13年度から施行される特定家庭用機器再商品化法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進していく。</p> <p>なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 特定家庭用機器再商品化法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策 シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(有害物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済み製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率(エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%)以上の再商品化を目指していく。</p> <p>なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、技術開発及び処理施設の整備を促進する。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策 シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p>

3．廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発  
廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。

4．長期使用の促進

家電製品の長期使用を促進するため、  
製品を修理してリユースすることを促進するため補修用性能部品の保有指導のための検討を行う。  
家電修理技術審査事業等による修理体制の充実  
長期使用製品の安全点検の普及啓発  
適正な修理価格の設定  
保険の活用  
等の活動を引き続き実施する。

5．その他

衣類乾燥機、電子レンジ等の構造的に複雑性を有する製品についてリサイクル容易な設計を促進するという観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づける。

3．廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発  
廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。

4．長期使用の促進

家電製品の長期使用を促進するため、  
製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討  
家電修理技術者の育成による修理体制の充実  
長期使用製品の安全点検の普及啓発  
適正な修理価格の設定  
保険の活用  
等の活動を引き続き実施する。  
また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。

5．その他

- (1) 鉛使用量の削減  
鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。
- (2) フロン使用量の削減  
断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注) 下線部は今回改定案
11. スプリングマットレス	<p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策 製造メーカーにおける処理の容易化に配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、廃棄物処理法上の許可の発出状況(事業者の処理体制の整備状況)を前提としつつ、全日本ベッド工業会においてリサイクル法第一種指定についての検討を行う。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 (1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されたことを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。</p> <p>(2) 処理技術の普及 破碎処理技術の導入・普及を図る。</p> <p>3. 広報活動の促進 (1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置する。 (2) 処理に関する広報を行う。</p>	<p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策 製造メーカーにおける処理の容易化に配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、廃棄物処理法上の許可の発出状況(事業者の処理体制の整備状況)を前提としつつ、全日本ベッド工業会において<u>資源有効利用促進法の指定再利用促進製品の指定</u>についての検討を行う。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 (1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されていることを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。</p> <p>(2) 処理技術の普及 破碎処理技術の導入・普及を図る。</p> <p>3. 広報活動の促進 (1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置する。 (2) 処理に関する広報を行う。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
12. 大型家具	<p>1. 減量化・再資源化・処理の容易化のための事前評価の推進</p> <p>社団法人ニューオフィス推進協議会による「製品アセスメントマニュアル」(スチール家具等)及び産業構造審議会の「再生資源の利用の促進等に資する製品設計における事前評価マニュアル作成のためのガイドライン」を踏まえ、各事業者は、オフィス家具の製品アセスメントマニュアルを作成する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリサイクル、リユースの促進</p> <p>(1) 木製家具のリユースの推進について検討を行なう。</p> <p>(2) 金属製家具については、リサイクル容易な構造とするとの観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけることについて検討するとともに、事業者ルートによる回収システムの構築及び円滑化を通じたリユースの取組について関係者による検討の枠組みを設置する。</p> <p>(3) 社団法人日本オフィス家具協会に加え、全国家具工業組合連合会に相談窓口を設置する。</p> <p>3. 表示に関する研究</p> <p>(1) 業界団体において家庭用品品質表示等の解説書を作成し表示内容の統一を図る。</p> <p>(2) 処理を容易にするための表示方法を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進</p> <p>販売先及び木製家具産地に対して表示内容の教育指導を推進する。</p>	<p>1. <u>リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</u> <u>金属製家具について、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</u></p> <p>(1) <u>社団法人ニューオフィス推進協議会による「製品アセスメントマニュアル」(スチール家具等)及び産業構造審議会の「再生資源の利用の促進等に資する製品設計における事前評価マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者は、オフィス家具の製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成する。</u></p> <p>(2) <u>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</u></p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>(1) 木製家具のリユースの推進について検討を行なう。</p> <p>(2) <u>金属製家具については、事業者ルートによる回収システムの構築及び円滑化を通じたリユースの取組について関係者による検討を行う。また、製品を修理して長期間使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する補修用部品の保有等の具体的な方策を検討・実施する。</u></p> <p>(3) <u>社団法人日本オフィス家具協会及び社団法人全国家具工業連合会に設置された相談窓口においてリサイクルに係る助言を行う。</u></p> <p>3. 表示に関する研究</p> <p>(1) <u>木製家具については、社団法人全国家具工業連合会において平成10年4月に作成した家庭用品品質表示等の解説書に基づき表示内容の統一を図る。</u></p> <p>(2) <u>金属製家具については、処理を容易にするための表示方法について検討を行う。</u></p> <p>4. 広報・啓発活動の促進</p> <p>販売先及び木製家具産地に対して表示内容の教育指導を推進する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
13. カーペット	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築 日本カーペット工業組合が中心となり、関係団体とカーペット等廃棄・易リサイクル研究会を発足し、以下の技術開発、調査、回収システムの構築を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理、再資源化に当たり応用可能な技術の絞り込みと実験及び再利用用途の研究。</p> <p>(2) 処理する際の複合素材の分離技術の開発。</p> <p>(3) 再資源化・処理が容易なカーペットの研究、開発。</p> <p>(4) 回収システムの構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(5) 再生PET樹脂の利用の促進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う</p> <p>(1) 日本カーペット工業組合事務局(大阪)に、処理に関する相談窓口を設置。</p> <p>(2) 消費者への啓発活動(リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等)。</p>	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築 日本カーペット工業組合が中心となり、<u>関係団体と設置したカーペット等廃棄・易リサイクル研究会等を通じて</u>、以下の技術開発、調査、回収システムの構築を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理、再資源化に当たり応用可能な技術の絞り込みと実験及び再利用用途の研究。</p> <p>(2) 処理する際の複合素材の分離技術の開発。</p> <p>(3) <u>リデュース・リユース・リサイクル等への設計・製造段階での配慮事項等について関係団体との検討会を設置し、引き続き、再資源化・処理が容易なカーペットの研究、開発を推進する。</u></p> <p>(4) 回収システムの構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(5) 再生PET樹脂の利用の促進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う</p> <p>(1) 日本カーペット工業組合事務局(大阪)に<u>設置された処理に関する相談窓口の充実を図る。</u></p> <p>(2) 消費者への啓発活動(リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等)。</p>
14. 布団	<p>1. 回収及び処理方法の開発等 全日本寝具寝装品協会が中心となり、関係業界と協力しながら以下の開発・研究を行う。</p> <p>(1) 広域回収システム構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(2) 再利用用途(収油資材、断熱材、反毛フェルト、燃料等)の開発・研究。</p> <p>2. 広報・啓発活動等の促進 全日本寝具寝装品協会において、以下の調査及び広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する調査。</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局(東京)に、処理に関する相談窓口を設置。</p> <p>(3) 消費者への啓発活動(リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等)。</p>	<p>1. 回収及び処理方法の開発等 全日本寝具寝装品協会が中心となり、関係業界と協力しながら以下の開発・研究を行う。</p> <p>(1) 広域回収システム構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(2) 再利用用途(収油資材、断熱材、反毛フェルト、燃料等)の開発・研究。</p> <p>2. 広報・啓発活動等の促進 全日本寝具寝装品協会において、以下の調査及び広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する調査。</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局(東京)に<u>設置された処理に関する相談窓口の充実を図る。</u></p> <p>(3) 消費者への啓発活動(リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等)。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
15. 乾電池	1. 水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。	1. 水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。
16. <u>小形二次電池等</u>	<p>目標：2000年までにニカド電池の回収率40%以上</p> <p>1. 回収システムの抜本的な強化の検討</p> <p>ニカド電池の回収率向上のため、回収システムの抜本的強化を図る措置を検討する委員会を設置する。</p> <p>2. 表示の実施・回収システムの整備等</p> <p>1. の内容を踏まえ、適宜見直す、それまでの間、以下の内容を実施する。</p> <p>(1) 表示の実施 再生資源利用促進法第二種指定製品の規定に従い、ニカド電池であることの表示を行う。また、充電式電池4種の分別を容易にするため識別色表示を推進する。</p> <p>(2) 回収システムの整備 ニカド電池の回収を促進するため、回収箱の設置数を増やす。 (注)ニカド電池である旨の表示は実施済み。識別容易化のための色表示を推進する。</p>	<p>目標：<u>資源有効利用促進法の再資源化率</u></p> <p>小形シール鉛電池 50% ニカド電池 60% ニッケル水素電池 55% リチウム二次電池 30% 平成17年度までにニカド電池の回収率45%以上 (平成12年26.7%)</p> <p>1. <u>回収率目標の設定</u> 退蔵性を考慮した回収率の算出方法について検討を進め、平成13年度から必要なデータ収集のための調査を実施し、平成14年度中に、平成17年度までの小形二次電池の回収率目標値を設定する。</p> <p>2. <u>回収システムの整備及び回収率の向上</u> 資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定されたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) <u>回収拠点の拡充</u> 小形二次電池の回収を促進するため、回収箱の設置数を増やすとともに、事業用の機器の保守・修理や廃棄の際に生じる小形二次電池の回収拠点を整備する。</p> <p>(2) <u>回収拠点からの回収を効率化するために、巡回回収ルートや逆流通ルートの利用等についても検討し、回収体制の強化を図る。</u></p> <p>(3) <u>経済的手法の導入</u> 小形二次電池の回収率向上のため、経済的手法を導入し、その成果を踏まえ、必要に応じて回収システムの更なる強化を図る措置を検討する。</p> <p>3. <u>表示の実施及び広報・啓発活動の促進</u></p> <p>1. の取組を踏まえ、以下の内容を実施する。</p> <p>(1) 表示の実施 資源有効利用促進法の指定表示製品に指定されたことを踏まえ、<u>小形二次電池4種の分別を容易にするための識別色表示を徹底する。</u></p>

	<p>(3) 広報・啓発活動の促進 消費者に対し、販売店等において無償でニカド電池を引き取ること その他ニカド電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動 を行う。</p> <p>3. ニカド電池使用機器に係る対策</p> <p>(1) ニカド電池を使用する機器が再生資源利用促進法の第一種指定製品 の規定に従い、ニカド電池の回収・リサイクルを容易にするため、機 器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書へニカド電池使 用機器であることの表示等を行う。</p> <p>(2) ニカド電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等にお いて、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。</p> <p>4. 小型シール鉛蓄電池については、ニカド電池の回収ルートを利用し回 収を行う。</p>	<p>(2) 広報・啓発活動の促進 消費者に対し、販売店等において無償で小形二次電池を引き取るこ とその他小形二次電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発 活動を行う。</p> <p>4. 小形二次電池使用機器に係る対策 小形二次電池を使用する機器が資源有効利用促進法の指定再利用促進 製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられた ことを踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 電動工具、防災・防犯機器等小形二次電池を使用する機器の製造を 行う事業者は、機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクル を容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱 説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、小形二次電池 のリデュースを促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進 する。</p> <p>(3) 小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等 において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。</p> <p>(4) 小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者は、業務 に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡 す。</p> <p>(5) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、 平成13年度以降毎年度公表する。</p>
<p>17. 自動車用 鉛蓄電池及 び二輪車用 鉛蓄電池</p>	<p>広報・啓発活動の促進</p> <p>1. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が 回収・処理に積極的に関与し、消費者から無償で引き取る体制の構築等、 回収・処理ルートの拡充に努めるとともに、フリーライダー対策を進め る。</p> <p>2. 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄 電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、積極的に広報・ 啓発活動を行う。</p>	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等 が回収・再資源化に積極的に関与し、消費者から無償で引き取る体制 の構築等、回収・再資源化ルートの拡充に努めるとともに、フリーラ イダー対策を進める。</p> <p>(2) 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛 蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、積極的に広 報・啓発活動を行う。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討 資源有効利用促進法への指定の可能性や法制化を視野に入れた自動車 リサイクルシステムの検討状況を勘案しつつ、使用済自動車用鉛蓄電池 及び二輪車用鉛蓄電池の安定的な回収・リサイクルシステムの構築を検 討する。</p>

品目名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
18. カセットポンペ	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットポンペの廃棄方法について、国、地方自治体、事業者の統一した排出・回収方法(「使い切ってリサイクルへ」)の検討を行うとともに廃棄方法について従来どおり広報を行う。</p> <p>2. 技術開発 (1) 製造事業者において、内部にガスを残さず使い切り易いカセットポンペの開発を行う。</p> <p>(2) 製造事業者において、カセットポンペの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの開発を行う。</p>	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットポンペの廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法(「使い切ってリサイクルへ」)に向けた課題を整理するとともに、<u>廃棄方法について従来どおり広報を行う。</u></p> <p>2. 技術開発について (1) 製造事業者において、内部にガスを残さず使い切り易いカセットポンペの開発を行う。</p> <p>(2) 製造事業者において、カセットポンペの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの開発を行う。</p> <p>3. <u>中身残留缶対策について</u> <u>中身が残ったまま廃棄せざるを得ないカセットポンペの回収・再資源化システムの構築については、それぞれの費用負担も含めて自治体、処理事業者、及び消費者等の役割分担を明確にしたシステムを検討する。</u></p>
19. エアゾール缶	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、エアゾール缶の廃棄方法について、国、地方自治体、事業者の統一した排出・回収方法(「使い切ってリサイクルへ」)の検討を行う。</p> <p>2. 身入缶の適正処理対策 塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について廃棄、回収・リサイクルの実態を調査し、費用負担も含めた地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者による処理の可能性についても検討を行う。</p> <p>さらに、それぞれの内容物毎の使い切り方法の情報提供を行う。</p> <p>3. 資源リサイクルへの対応 容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。また、鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。</p> <p>4. 在庫品等の回収 流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p>	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、エアゾール缶の廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法(「使い切ってリサイクルへ」)<u>に向けて課題を整理し、その解決のスケジュールの検討を行う。</u></p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策 塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、平成11年度に実施した「<u>エアゾール缶等排出実態調査</u>」等を踏まえて、<u>費用負担も含めた地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者による処理の可能性についても検討を行う。</u></p> <p>3. <u>広報活動の推進</u> <u>使用済みのエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクルの状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。</u></p> <p>4. 資源リサイクルへの対応 容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。また、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。<u>さらに「エアゾール缶の易リサイクル設計マニュアル」を平成13年度中に作成する。</u></p> <p>5. 在庫品等の回収 流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p>

20．小型ガスボンベ	<p>広報啓発活動の促進  廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスボンベを廃棄することは高圧ガス取締法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p>	<p>広報啓発活動の促進  廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスボンベを廃棄することは高圧ガス保安法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。  また、消費者に対して、不要となった小型ガスボンベは、それを購入したLPガス販売店へ持ち込むよう、販売店が不明の場合は最寄りの販売店、都道府県または都道府県LPガス協会等へ連絡をするよう、積極的に広報啓発活動を行う。</p>
21．消火器	<p>1．回収・リサイクル体制の整備  業界による回収、処理の実施を引き続き継続するとともに、消防庁内に設置した「消防用設備等・省エネ対策調査研究委員会」において回収品の再生・再利用に係る調査研究を行い、リサイクルの推進方策を検討し、平成9年度80%（工業会推計値）の回収率を2000年に向け更に引き上げるよう努力する。</p> <p>2．不法投棄対策に係る協力  不法投棄案件については、業界団体による処理マニュアルの作成・配布等地方公共団体に対する支援措置を検討する。</p>	<p>1．回収・リサイクル体制の整備  日本消火器工業会において、平成13年の消火器の回収率目標を85%（工業会推計値）と設定し、全国消防機器販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。  （平成11年83.3%（日本消火器工業会推計値））  また、平成12年度に消防庁に設置した「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」において、消火器のリユース・リサイクルに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行っており、平成16年度までにリユース・リサイクル制度の確立及びその実施を推進する。</p> <p>2．不法投棄対策に係る協力  地方公共団体に対する支援措置として、業界団体による処理マニュアルの作成・配布及び地方公共団体が回収した消火器の処分依頼があった場合における製造事業者による回収・処理等の推進を引き続き行っていく。</p>

品目名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注) 下線部は今回改定案						
22. ばちんこ遊技機等	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントマニュアルの作成 ばちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎の減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルを本年度中に策定するとともに、ばちんこ遊技機等についてリサイクル容易な設計を促進するという観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置つける。 なお、業界における製造工程毎のリサイクル率を評価するための基準を平成12年度中に策定する。</p> <p>(2) 素材等の再資源化・処理容易化対策 素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類を削減する等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(3) 表示の工夫 合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、使用材料名を統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定 リサイクル率の評価方法の検討及び数値目標を本年度中に設定する。</p> <p>3. 流通・破棄段階における対策 廃ばちんこ遊技機等の回収・処理に対し、製造事業者・ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者の協力体制を構築する。</p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進 廃ばちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力しつつ、シュレッターダスト減容化技術の開発を促進する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) 適正処理のための啓発・指導を行う。 (2) 業界のリサイクルの取り組み状況を広報する。</p>	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮 <u>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</u></p> <p>(1) <u>製品アセスメントの実施</u> ばちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎に策定した減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルに基づき、リデュース、リユース、リサイクル配慮設計(有害物質の使用削減を含む)を促進するという観点から、<u>製品アセスメントを実施する。</u></p> <p>(2) <u>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</u></p> <p>(3) <u>修理の機会をより長期間提供する補修用性能部品の保有等の具体的な方策を検討する。</u></p> <p>(4) 素材等の再資源化・処理容易化対策 素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類を削減する等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(5) 表示の工夫 合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、使用材料名を統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定 マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定する。  <table border="1" data-bbox="1272 938 1814 1018"> <tr> <td>目標年度</td> <td>マテリアルリサイクル目標率</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> </table> </p> <p>3. 流通・破棄段階における対策 廃ばちんこ遊技機等が野積みされる問題等を踏まえ、製造事業者・ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、<u>業界団体の指定したリサイクル業者に確実に引き渡されるシステム等の廃ばちんこ遊技機等の回収・リサイクルを促進するためのシステムを構築する。</u></p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進 廃ばちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力し、シュレッターダスト減容化技術の開発を促進するとともに、<u>不正防止に関する規制を踏まえつつ、部品リユースに関する技術開発を実施する。</u></p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) 適正処理のための啓発・指導を行う。 (2) 業界のリサイクルの取り組み状況を広報する。</p>	目標年度	マテリアルリサイクル目標率	平成13年度	35%	平成17年度	55%
目標年度	マテリアルリサイクル目標率							
平成13年度	35%							
平成17年度	55%							

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案						
23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントガイドラインの見直し リサイクルに配慮した設計に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう環境設計アセスメントガイドラインを見直す。 併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めるよう環境設計アセスメントガイドラインに盛り込む。 また、リサイクル容易な設計を促進するとの観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品にパソコンを位置づける。</p> <p>(2) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。 また、素材業界との連携の下、リサイクルの観点から、使用するプラスチック等のグレードについて検討し、2000年度中に結論を得る。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済み製品の回収・リサイクルを推進するため、業界としての自主行動計画を策定する。</p> <p>(2) リサイクルの推進</p> <p>部品リユース(MPU、メモリ、HDD、ケーブル等)や一層のリ</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 <u>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</u></p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 リサイクルに配慮した設計(有害物質の使用削減を含む)に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 <u>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。</u></p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。 また、素材業界との連携の下、リサイクルの観点から、使用するプラスチック等のグレードについて検討し、平成12年度中に得られた結論をもとに、リサイクル容易なプラスチック等の選択を推進するとともに、<u>同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する具体的な方策を検討する。</u></p> <p>2. 廃棄段階における対策 (社)日本電子工業振興協会が「パーソナルコンピュータのリデュース、リユースおよびリサイクルに関する自主行動計画」(平成11年12月)を策定し、更に、資源有効利用促進法の指定再資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、速やかに事業系パソコンの回収・再資源化ルートを整備し、実施するとともに、家庭系パソコンの回収・再資源化システムの検討を行い、平成14年度中を目途に適切な方策を導入する。なお、パソコンと同時に発生する使用済周辺機器についても併せて回収するよう努める。</p> <p>(2) リサイクルの推進 資源有効利用促進法：平成15年度の再資源化率  <table border="1" data-bbox="1299 1308 1747 1388"> <tr><td>デスクトップ型パソコン本体</td><td>50%</td></tr> <tr><td>ノートブック型パソコン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>ディスプレイ装置</td><td>55%</td></tr> </table> 自主目標：平成17年度の資源再利用率(デスクトップ型)60%</p> <p>部品リユース(MPU、メモリ、HDD、ケーブル等)や一層のリ</p>	デスクトップ型パソコン本体	50%	ノートブック型パソコン	20%	ディスプレイ装置	55%
デスクトップ型パソコン本体	50%							
ノートブック型パソコン	20%							
ディスプレイ装置	55%							

サイクルを推進することとする。これによる製造事業者によるリユース・リサイクルに関する数値目標を年度内に設定する。

- 3．使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発  
使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。
- 4．広報・啓発活動の促進  
長期使用・適正処理を促進するため、消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。
- 5．アップグレードなど、その他のリデュースの取組について検討する。

サイクルを推進することとする。

- 3．使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発  
使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。
- 4．広報・啓発活動の促進  
長期使用・再資源化を促進するため、消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。
- 5．アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進するとともに、製品を修理して長期間使用することをサポートするため、リユース部品による補修体制の整備等による長期間修理の機会を提供する方策の具体化を検討・実施する。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
24. 複写機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための事前対策を推進</p> <p>(1) 循環型経済システムの構築に向けて、リデュース・リユース・リサイクルの促進を目的に、製品の開発段階における設計ガイドラインの充実を図るため、業界団体に既に制定している「地球環境保護を考慮した事務機製品開発のための指針」の見直し強化を図る。特に、リユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用の可能な範囲での拡大を位置づける。</p> <p>(2) 複写機に使用されるプラスチック等の材質表示を推進するとともに、グレード数削減について検討する。</p> <p>(3) 設計段階での環境アセスメントの実施促進</p> <p>2. 使用済み複写機の回収を目的とした「静脈物流共同プロジェクト」の推進 使用済み複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済み複写機の相互交換システム」の構築・試行・地域拡大を推進する。</p> <p>3. プラスチックの再利用技術開発の促進 使用済み複写機のプラスチック部品に関するリユース・リサイクル促進のため、関係業界との協力の下、技術開発を行う。</p> <p>4. リユース・リサイクルへの取組の公表 業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための対策を推進 <u>複写機については、特にリユース対策を重点的に促進する観点から、資源有効利用促進法の特定再利用業種及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</u></p> <p>(1) 循環型経済システムの構築に向けて、リデュース・リユース・リサイクルの促進を目的に、<u>業界団体において平成12年に見直し強化した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者において、リユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用、有害物質の使用削減を可能な範囲で拡大する。</u></p> <p>(2) <u>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</u></p> <p>(3) <u>複写機に使用されるプラスチック等の材質表示を推進するとともに、グレード数削減について検討し、同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたリサイクルを促進する具体的な方策を検討する。</u></p> <p>2. 使用済み複写機の回収を目的とした静脈物流共同プロジェクトの推進 使用済み複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済み複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大を推進する。<u>また、回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。</u></p> <p>3. プラスチックの再利用技術開発の促進 使用済み複写機のプラスチック部品に関するリユース・リサイクル促進のため、関係業界との協力の下、技術開発を行う。</p> <p>4. リユース・リサイクルへの取組の公表 業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
25. ガス・石油機器	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルの設計・製造での配慮 製造メーカーにおいてリサイクル容易な設計、リユース容易な設計、長寿命化設計、リペア容易な設計などに配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、減量化・処理の容易化のための製品アセスメントの検討を行う。また、リサイクル容易な設計を促進するとの観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけることについて検討する。</p>	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルの設計・製造での配慮 <u>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、製造事業者においてリサイクル容易な設計(有害物質の使用削減を含む)、長寿命化設計、リペア容易な設計などに配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、減量化・処理の容易化のための製品アセスメントを実施する。</u> <u>また、リユース容易な設計については、使用時の安全性の確保等に十分配慮して引き続き検討を行う。</u> <u>更に、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</u></p> <p>2. 修理の機会の提供 <u>修理の機会をより長期間提供する具体的な方策を検討する。</u></p> <p>3. 使用済製品の回収・リサイクルシステムの構築 <u>ガス・石油機器リサイクル懇談会中間報告書(平成12年7月)及びその後の調査結果等を踏まえ、事業者は、自治体等と連携して使用済製品の処理実態を把握するとともに、合理的な回収・リサイクルシステムの構築について引き続き検討を行い、早期の実現を目指す。</u></p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
26. 繊維製品	<p>1. 回収リサイクルシステムの構築 繊維製品、特に衣料品のリサイクルを促進するため、製造事業者、販売事業者、流通事業者、再生事業者、消費者、国研、大学等参加のもと「繊維製品リサイクル協議会」を設置し、易リサイクル製品の開発、リサイクル技術開発、再生利用用途の開発も含めたリサイクルシステムの構築について検討を行う。</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策 リデュースの促進 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発 (1) マテリアルリサイクル技術の開発 (2) ケミカルリサイクル技術の開発 (3) サーマルリサイクル(RPF)技術の開発 (4) 再生用途技術の開発</p> <p>4. 異業種との連携 PETフレークの利用を一層促進する</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) リサイクルファッションショー・展示会の実施 (2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p>	<p>1. 回収リサイクルシステムの構築 繊維製品、特に衣料品のリサイクルを促進するため、製造事業者、販売事業者、流通事業者、再生事業者、消費者、大学等参加のもとに設置した「<u>繊維製品リサイクル懇談会</u>」を通じ、易リサイクル製品の開発、<u>リサイクル技術開発、再生利用用途に併せリデュース・リユースも含めた3R促進のためのシステム構築について精力的な検討を行い、早急に結論を得る。</u></p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策 リデュースの促進 (1) リデュースの促進 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発 (1) マテリアルリサイクル技術の開発 (2) ケミカルリサイクル技術の開発 (3) サーマルリサイクル(RPF)技術の開発 (4) 再生用途技術の開発</p> <p>4. 異業種との連携 PETフレークの利用を一層促進する</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) リサイクルファッションショー・展示会の実施 (2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
27. 潤滑油	<p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済み潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、分別のための表示、手段等の検討を進める。</p>	<p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済み潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組を実施する。</p> <p>1. 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充  <u>(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を強化し、潤滑油ユーザー、機械メーカー等に対して使用済み潤滑油の分別回収に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力の促進を図る。</u></p> <p>2. 非塩素系潤滑油への転換の推進  <u>潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油(塩素を含有する添加剤使用の潤滑油)について、技術的代替性がないもの等を除き、平成14年度を目途に非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組を推進する。</u></p> <p>3. 使用済み潤滑油の分別回収の促進  <u>潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベルの貼付を平成13年度から開始する。</u></p>
28. 電線	<p>1. 回収のための措置  電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の連携により、機器用電線、自動車用ハーネス等の回収システムを構築することについて検討する。また、シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術を開発する。</p> <p>2. リサイクルのための措置  電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発に着手する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討を行う。</p>	<p>1. 回収のための措置  電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の連携により、機器用電線、自動車用ハーネス等の回収システムを構築することについて検討する。また、シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術を開発する。</p> <p>2. リサイクルのための措置  電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討を行う。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注) 下線部は今回改定案
29. 建設資材	<p>建設資材等製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 木質系建材</p> <p>(1) 繊維板・パーティクルボード 建設発生木材のリサイクルを促進するため、繊維板・パーティクルボードの製造業を再生資源利用促進法の特定業種に指定することも含め、検討を行う。 繊維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの原料混入率の向上に関する知見を得るため、調査研究等に取り組むとともに、公的建築物や民間住宅等への繊維板・パーティクルボードの利用拡大を要請していく。</p> <p>2. 窯業系建材</p> <p>(1) 石こうボード 解体系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、用途拡大に向けた技術開発を推進する。  新築系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、石こうボードの製造業を再生資源利用促進法の特定業種に指定することも含め、検討を行う。</p> <p>(2) 窯業系サイディング 窯業系サイディングについて、長寿命製品の普及、製品の耐久性を向上させるための施工方法の普及に努める。  業界団体等において、解体時に他材料との分離が容易な施工方法やセメント原料としてのリサイクル技術の検討を行う。</p> <p>(3) ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル) ALCパネルについて、長寿命製品の開発に向けた検討を行う。また、寿命延長に向けた改修・補修技術の研究を業界団体等において実施する。 解体時において建築物からの剥離が容易な乾式工法の普及を行う。 従来のモルタルを使用した湿式工法で施工された建築物からALCパネルを分別して解体する技術、異物除去技術等の研究を行う。 廃ALCパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を行う。</p> <p>(4) グラスウール グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率</p>	<p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 木質系建材</p> <p>(1) 繊維板・パーティクルボード 建設発生木材のリサイクルを促進するため、繊維板・パーティクルボードの製造業を<u>資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れ、検討を行う。</u> 繊維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの原料混入率の向上に関する知見を得るため、調査研究等に取り組むとともに、公的建築物や民間住宅等への繊維板・パーティクルボードの利用拡大を要請していく。また、<u>調査研究等の成果を基に、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。</u></p> <p>2. 窯業系建材</p> <p>(1) 石こうボード 解体系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、用途拡大に向けた技術開発を推進するとともに、<u>土壌還元剤やセメント等への活用について関係業界に協力を要請する。</u> 新築系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、石こうボードの製造業を<u>資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れ、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。</u></p> <p>(2) 窯業系サイディング 窯業系サイディングについて、<u>関係業界との連携を図りつつ、長寿命製品の普及、製品の耐久性を向上させるための施工方法の普及に努める。</u> 業界団体等において、解体時に他材料との分離が容易である金具留工法の普及を推進する。また、<u>新築現場から廃棄された端材をセメント原料として利用するためのリサイクル技術の研究開発を推進するとともに、再度窯業系サイディングへリサイクルする可能性について検討する。</u></p> <p>(3) ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル) ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について<u>関係業界に対し普及を行う。</u> 解体時において建築物からの剥離が容易な乾式工法の普及を行う。 ALC建築物の分別解体の実態調査を行い、<u>更に新規解体技術について解体日数、コスト等の検証を行う。</u></p> <p>廃ALCパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を<u>推進する。</u></p> <p>(4) グラスウール グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率</p>

(1998年度85%)の維持向上を図る。

(5) ロックウール  
ロックウールの原材料における高炉スラグ利用率(1998年度90%)の維持を図る。

(6) かわら  
廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。  
廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

### 3. プラスチック建材

(1) 塩化ビニル製建材  
塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。

回収拠点の拡大  
リサイクル用途の拡大  
リサイクル技術の開発

塩ビ製管・継手

使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため、硬質塩ビ管製造業を再生資源利用促進法の特定業種に位置づけるよう検討を行う。

硬質塩ビ管について、これを再生資源利用促進法第二種指定製品に位置づけるよう検討を行う。

塩ビ製サッシ

塩ビ製サッシについて、これを再生資源利用促進法第二種指定製品に位置づけるよう検討を行う。

塩ビ製雨樋

塩ビ製雨樋について、これを再生資源利用促進法第二種指定製品に位置づけるよう検討を行う。

塩ビ製床材

原材料における使用済み塩ビ製品(農業用ビニルフィルム等)の使用比率向上に努める。

解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。

モルタルとの分離技術の開発等を中心に、床材to床材のリサイクルの可能性について検証を行う。

塩ビ製である旨の材質表示の可能性について検討を行う。

塩ビ製壁紙

(平成11年度82%)の維持・向上を図る。

(5) ロックウール  
ロックウールの原材料における高炉スラグ利用率(平成11年度90%)の維持を図る。

(6) かわら  
廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。  
廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

### 3. プラスチック建材

塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。

塩ビ製管・継手

硬質塩ビ管・継手製造業については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されたことを踏まえ、計画的にリサイクルを推進するとともに、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。

硬質塩ビ管について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

塩ビ製サッシ

塩ビ製サッシを効率的にリサイクルするための研究開発を推進するとともに、塩ビ製サッシのリサイクルシステム構築のための回収に係る具体的手法等について検討を行う。

塩ビ製サッシについて、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

塩ビ製雨樋

塩ビ製雨樋について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

塩ビ製床材

原材料における使用済み塩ビ製品(農業用ビニルフィルム等)の使用比率を30%に向上させるよう関係各社において努める。

解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。

モルタルとの分離技術の開発等を中心に、床材to床材のリサイクル技術の研究開発を推進する。

塩ビ製床材について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

塩ビ製壁紙

) 内装仕上げ材料の分別システムの構築やリサイクル技術の開発等について関係業界において検討を行う。  
) 塩ビ製である旨の材質表示の可能性について検討を行う。

#### 4. その他（金属系建材等）

##### (1) 金属屋根

金属屋根について、長寿命製品の普及促進を図る。  
解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

##### (2) アルミサッシ

易リサイクル製品の開発、製品・部品のリユースの可能性について業界団体において検討を行う。

##### (3) 金属サイディング

金属サイディングについて、長寿命製品の普及促進を図る。  
解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

##### (4) 畳（建材畳床）

建材畳床のリサイクルシステム構築について、関係業界において検討を行う。

) 内装仕上げ材料の分別システムの構築やリサイクル技術の開発等について関係業界において検討を行う。  
) 塩ビ製壁紙について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 4. 金属系建材

##### (1) 金属屋根

金属屋根について、長寿命製品の普及促進を図る。  
解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

##### (2) アルミサッシ

易リサイクル製品の開発等について関係業界において検討を行う。

##### (3) 金属サイディング

金属サイディングについて、長寿命製品の普及促進を図る。  
解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において断熱材と金属の分離技術等を中心に検討を行う。

#### 5. その他

##### 畳（建材畳床）

建材畳床のリサイクルシステム構築について、関係業界において検討し、平成13年度中に方向性を示す。

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
30. 浴槽及び浴室ユニット	<p>浴槽及び浴室ユニット(その範囲については要検討)について、これを再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけることを念頭に検討するとともに、再生資源の利用を促進するための表示方法の可能性について検討する。</p> <p>浴槽及び浴室ユニットに関する団体(キッチン・バス工業会、(社)強化プラスチック協会浴槽部会、日本樹脂浴槽工業会、日本設備ユニット工業会)が上記措置に共同で対応するための枠組みを設置する。</p>	<p>浴室ユニットについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成し、各事業者において製品アセスメントを実施する。 また、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について検討を推進する。</p> <p>(3) 浴槽及び浴室ユニットに関する団体(キッチン・バス工業会、(社)強化プラスチック協会浴槽部会、日本樹脂浴槽工業会、日本設備ユニット工業会)が上記措置に共同で対応するために設置した「浴槽・浴室ユニット3R検討委員会」において、引き続き3Rを推進するための方策の検討を促進する。</p>
31. システムキッチン	<p>システムキッチン(その範囲については要検討)について、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけるよう検討するとともに、再生資源の利用を促進するための表示方法の可能性について検討する。</p>	<p>システムキッチンについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成し、各事業者において製品アセスメントを実施する。 また、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について検討を推進する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注) 下線部は今回改定案
32. 携帯電話 ・ PHS		<p>1. 平成13年4月より開始した携帯電話・PHS端末に関する以下の取組(「モバイル・リサイクル・ネットワーク」)を講じることにより、使用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。</p> <p>(1) 全国の携帯電話・PHS専売店約7,000店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収の実施</p> <p>(2) 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーの上記店舗での表示</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取り扱い説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載</p> <p>2. 製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計(有害物質の使用削減を含む)を推進するため、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」(平成13年3月策定)を指針として、製品アセスメントを実施する。</p> <p>3. 小形二次電池を使用する機器として資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記1. 2. の取組を推進すること等により、以下の取組の実現を図る。</p> <p>(1) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 業務に際して取り外した使用済小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(4) 設計・製造での取組状況を公表する方策について検討する。</p>

品 目 名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注)下線部は今回改定案
33. 蛍光管等		<p>1. <u>社団法人日本電球工業会が作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成4年7月)について、リサイクルに配慮した設計に加え、蛍光ランプの小型化、長寿命化、水銀使用量の削減を更に推進するため、平成13年度中に当該アセスメントマニュアルの見直しを実施する。</u></p> <p>2. <u>自治体による回収・リサイクルの支援、広報・普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取組を推進することにより、回収率の向上を図る。</u>  <u>使用済蛍光管の処理に関する自治体からの問い合わせ等に対応するため、(社)日本電球工業会内にリサイクル相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>リサイクル事業者等に対して、適宜、回収・リサイクルの促進及び技術開発に有用な種々の情報を提供し、処理技術の向上を図る。</u></p> <p>3. <u>高効率化を進め、一層の省エネルギー化を促進する。</u></p>

品目名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注) 下線部は今回改定案
34. 自動販売機		<p>1. <u>リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</u>  (1) <u>平成9年4月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」に基づき、設計段階での製品アセスメント(有害物質の削減を含む)の実施を促進するとともに、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう本マニュアルの見直しを検討する。</u>  (2) <u>リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。</u>  (3) <u>プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。</u>  (4) <u>日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」(平成13年2月改定)に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。</u></p> <p>2. <u>技術開発の推進</u>  <u>使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進のため、構造等の技術開発を推進する。</u></p> <p>3. <u>取組の公表</u>  <u>業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。</u></p>

品目名	平成11年12月24日改定ガイドライン	ガイドラインの改定(案) 注) 下線部は今回改定案
35. レンズ付フィルム		<p>1. <u>リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</u>  <u>使用済レンズ付きフィルムについては、理想的なクローズドループリサイクルとしてこれまで進められてきたリユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化(リデュース)し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。</u></p> <p>2. <u>回収の促進</u>  <u>回収を一層促進するため、現像所等の協力者を増加させ、より確実な回収システムを構築する。</u></p>